

令和7年
4月1日
開始!

相続時や災害時の手続きが楽になる

口座管理法制度

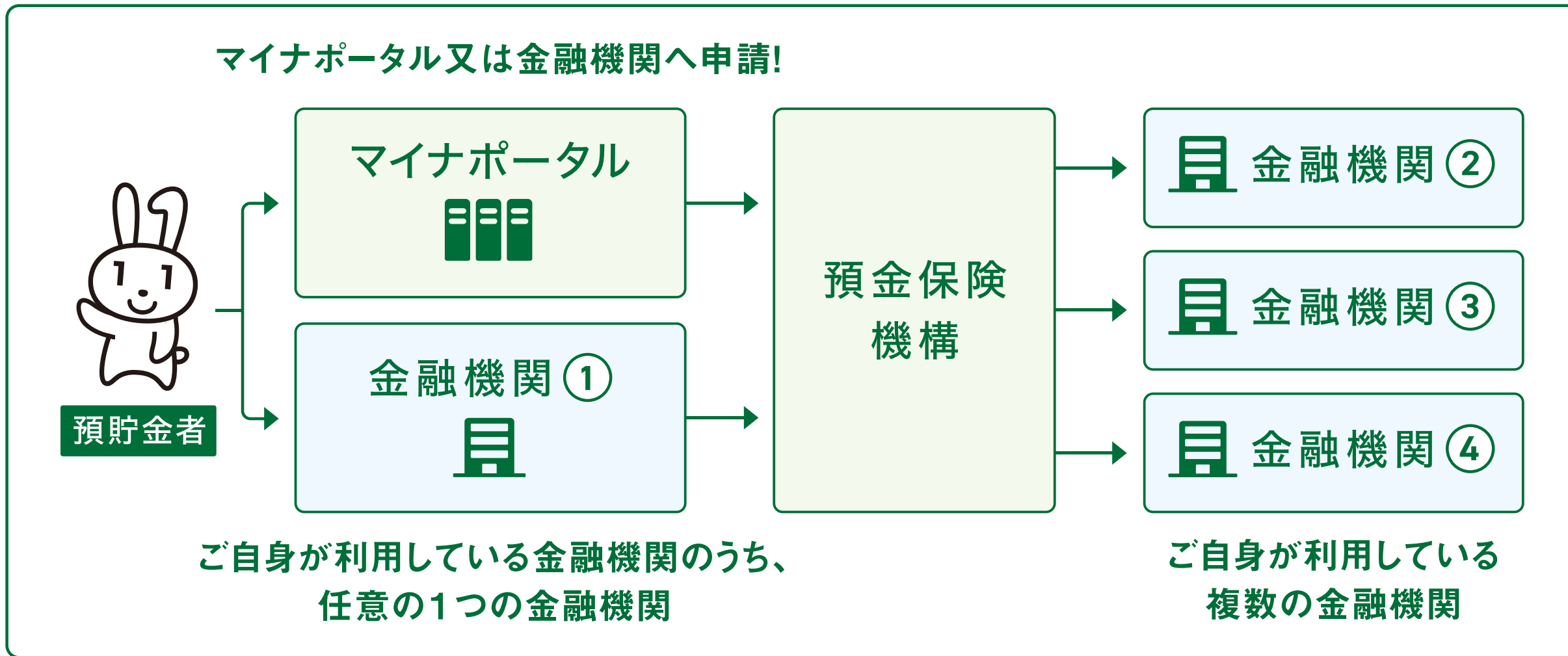
って知っていますか?

口座管理法制度でできること

本人同意を前提とし、一度に複数の金融機関へマイナンバーを届け出ることや、相続時又は災害時に口座情報を確認できるようになります。

1

複数の金融機関を利用しても大丈夫です!一度に、全ての預貯金口座について、マイナンバーを付番できます。



2

預貯金口座にマイナンバーを付番することで、相続時や災害時の手続きが楽になります。

相続人の方

マイナンバー

123456789012



被相続人(※)の口座情報
相続人が、非相続人の口座がどこの金融機関にあるのか把握可能になる

(※)ご自身の相続に備えたい方

被災された方

マイナンバー

123456789012



特定の口座情報
避難先の任意の金融機関がご自身の口座を確認し、ご自身の口座情報を特定することで、現金確保に向けた準備ができる